平成２４年（フ）第２６７号
北海道富良野市錦町４番６号
債務者　杉本　省吾
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７１号
北海道旭川市９条通15丁目24番地の281　９条コーポ102
債務者　尾碕みゆき
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２７号
東京都立川市富士見町４丁目８番15号シャトー立川302号
債務者　松浦シゲ子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９０号
栃木県栃木市平柳町２丁目１番42号　須藤ハイツ205
債務者　シダラ　ニナこと　バエナベントウラ　ベニテス　デ　シダラ
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２５６号
千葉県柏市松ケ崎1030番地の10
破産者　坂内　浩典
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５７号
千葉県柏市松ケ崎1030番地の10
破産者　亡坂内俊昭相続財産
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３５号
千葉県木更津市畑沢２丁目８番５号
破産者　株式会社エコアバンス
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２９４０号
東京都足立区六町１丁目８―７
破産者　西川　三穂
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５９号
札幌市中央区北11条西21丁目１番11号　札幌中央卸市場場外市場、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南15条西10丁目１番20―201号
破産者　株式会社ライフ・ワールド
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９号
茨城県東茨城郡茨城町大字下座753番地
破産者　有限会社小沼工務店
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８３号
静岡県焼津市焼津５丁目14番９号
破産者　株式会社マルカ
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１６号
静岡県藤枝市大東町14番地の２
破産者　有限会社ソフィスティケート
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７４号
名古屋市中区丸の内３丁目19番14号
破産者　株式会社ハーバープレイス
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１６号
大分市大字横瀬1245番地の377
破産者　有限会社三弘
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９４号
沖縄県浦添市伊祖３丁目１番８号
破産者　有限会社ナカヤドラッグ
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２８号
静岡県富士市岩本152番地の７、前住所静岡県富士市松岡1221番地の１
破産者　伊良原美鈴（旧姓仲沢）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第８７号
京都市北区紫竹下緑町22番地９サトミビル１Ｆ
破産者　有限会社粟田建設
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
沖縄県那覇市天久２丁目29番８号ウエルズ21新都心西エリアⅠ　Ｃ号室
破産者　株式会社タイエイ興産
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３７０号
千葉県野田市瀬戸213番地の15
破産者　堺　　恭志
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３４号
千葉県松戸市松飛台172番地の２
破産者　梅田商事株式会社
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部